

減価償却方法の変更について

1 変更内容

減価償却資産（無形固定資産及びリース資産を除く。以下同じ。）の減価償却について、次のとおり変更を行う。

＜変更前＞ その残存価額が帳簿価額の100分の10に達するまで行う。（旧定額法）

＜変更後＞ その残存価額が1円に達するまで減価償却を行う。（新定額法）

2 変更趣旨

平成19年度の税制改正において、減価償却資産については税務上、残存価額が撤廃され備忘価額の1円まで償却できることとなり、企業会計ではそのように処理を行っている。

独立行政法人においても、法人税務上の取扱いが認められており、備忘価額の1円まで償却が可能。

さらに、平成28年度監事監査調書においては、「有形固定資産の残存価額については、現状の会計規程を変更し、残存価額を廃止（残存価額を備忘価額の1円に変更）することが望ましい。」との意見が出されている。

3 変更時期

平成29事業年度決算時より

4 具体的な計算（調整）方法

次頁、「具体的な計算（調整）方法のイメージ図」を参照。

会計規程を変更し、厚生労働大臣へ届出

具体的な計算（調整）方法のイメージ図

